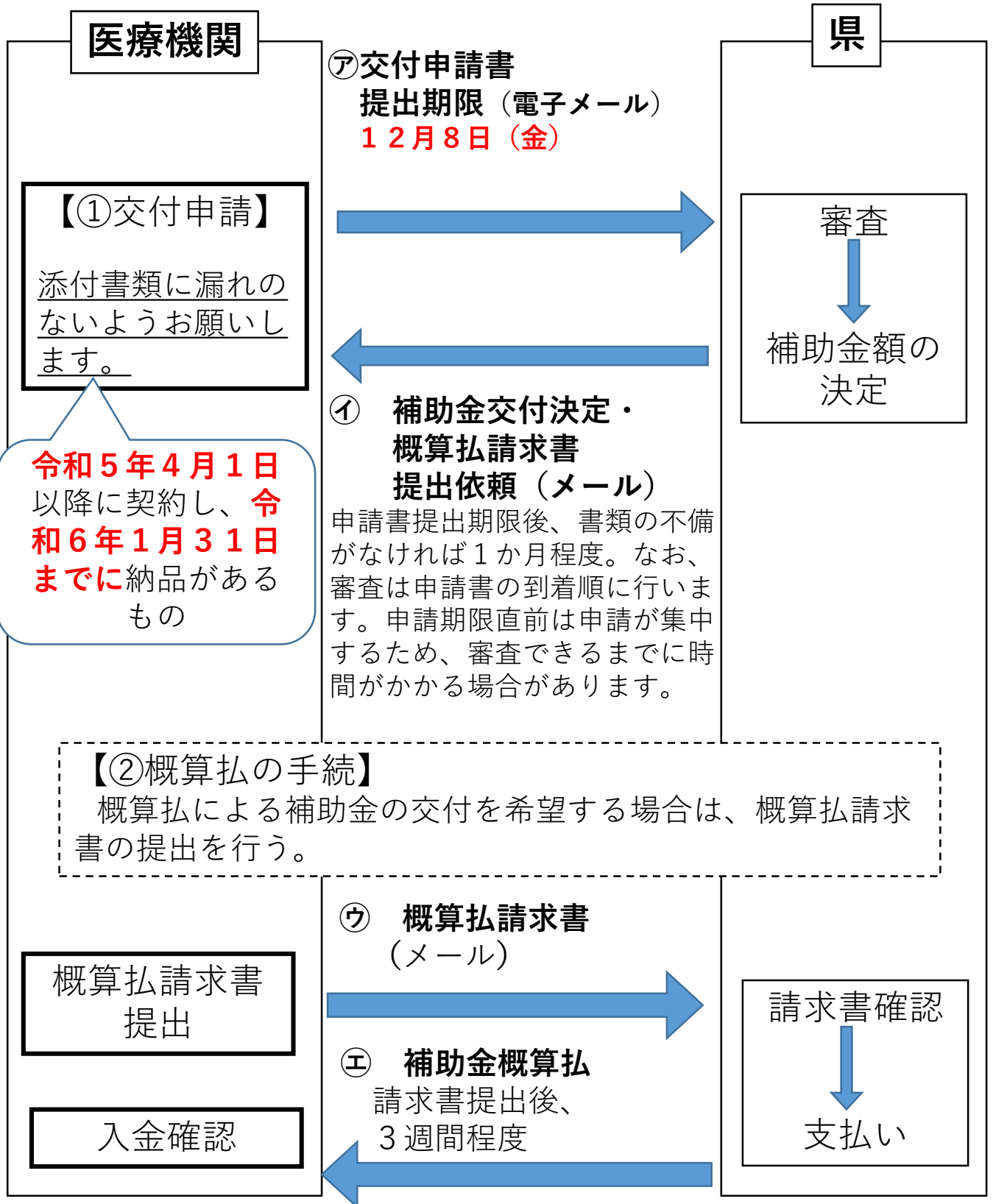
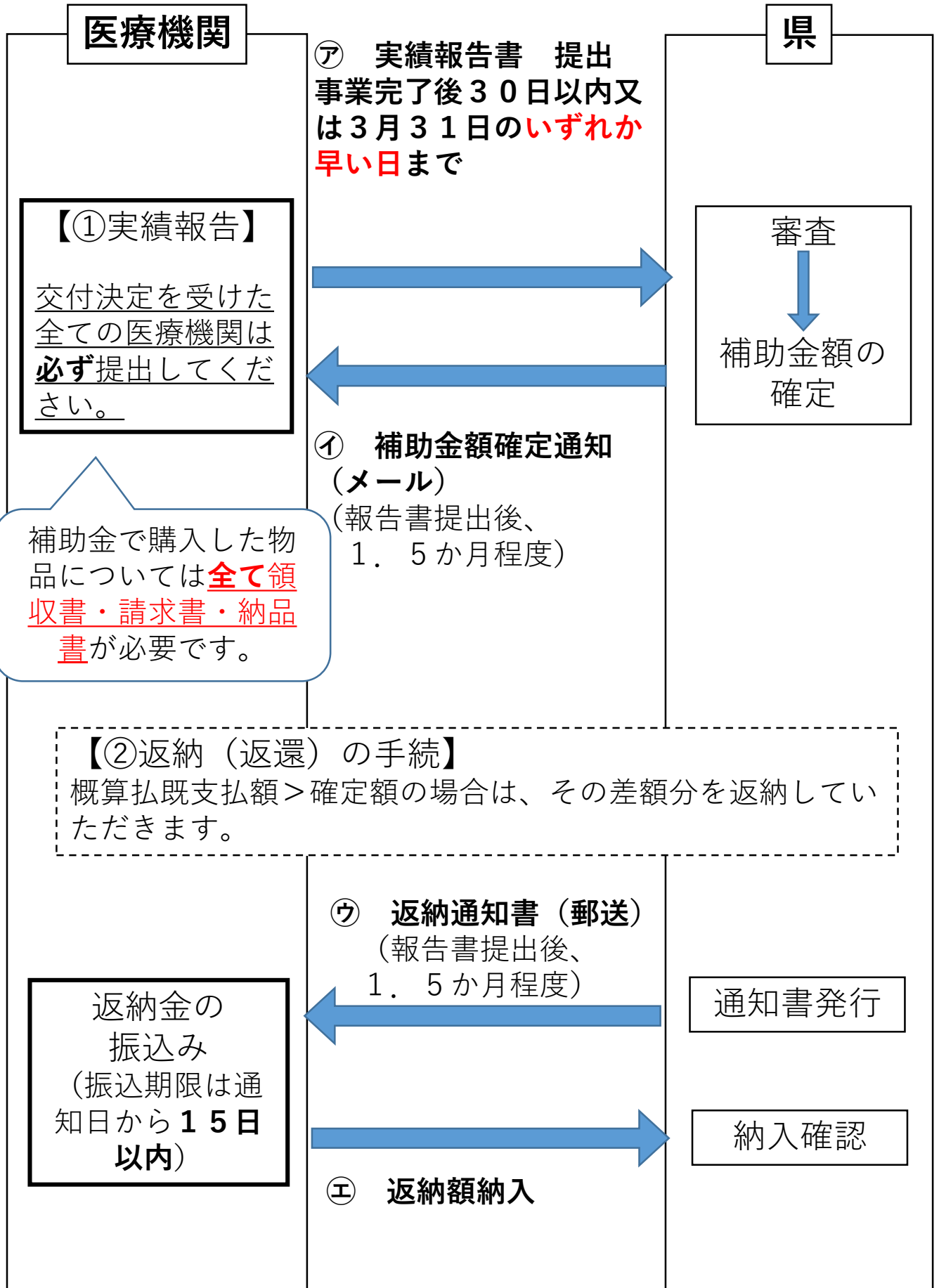


# 補助金交付申請の流れ（概算払の場合・確保事業）

「概算払」は、かかる費用が確定する前に概算額により補助金を支払い、費用が確定した後に精算を行います。



# 実績報告書（①提出・②返納）の流れ（概算払の場合）



# 実績報告提出後の流れ

医療機関

県

## 【消費税報告】

交付決定を受けた全ての医療機関は**必ず**提出してください。

(仕入控除税額が0円の場合を含む。)

ア 仕入控除税額  
報告書 提出  
令和7年6月30日  
締切

※6月30日までに提出できない場合は、5月31日までに連絡してください。



仕入控除税額（返還額）がある場合、県への返還を行います。

## 【書類の保管】

補助金に係る書類（交付申請書、実績報告書等）は**令和11年3月31日**まで保管する必要があります。

## 【財産処分】

単価30万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣が定める期間※を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。

※「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）参照